

件であり、発令された事件は約1万8300件です。保護命令手続は、申立てが容易で発令までの期間が短く利用しやすい手続であり、違反には刑事罰が設けられています。保護命令手続全般についての詳細は、裁判所ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp/>)からも閲覧することができます。

◎問い合わせ先

鹿児島地方裁判所  
鹿児島家庭裁判所  
☎099(222)7121

**労働安全衛生法に基づく各種免許試験**

九州安全衛生センターでは、平成23年度労働安全衛生法に基づく各種免許試験を実施します。

○受付期間

6月20日(月)～  
7月4日(月)

(※1級ボイラー技士・2級ボイラー技士・ボイラー整備士は7月12日(火)まで)

○試験日

8月28日(日)

○試験会場

鹿児島国際大学  
○試験の種類

第1種衛生管理者、第2種衛生管理者、1級ボイラー技士、2級ボイラー技士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士(クレーン限定)、移動式クレーン運転士、潜水士、発破技士、揚貨装置運転士

◎問い合わせ先

九州安全衛生技術センター  
☎0942(43)3381

**不動産取得税の課税の仕組み**

土地や家屋を購入したり、家屋を新築するなどして不動産を取得されたかたには、不動産取得税が課税されます。

取得した不動産が一定の要件を満たす場合、県へ申告し、税額の減額を受けることができます。

○一定の要件

- ・住宅の規模
- ・土地と住宅の取得時期
- ・災害などで滅失または損壊した場合などです。

◎問い合わせ先

北薩地域振興局県税課  
☎0996(25)5206

**共生・協働センター協働事業**

地域活動でのいろいろな情報を皆さんと交換しましょう。

○日時

毎月第2土曜日  
午前10時～正午  
毎月第4金曜日  
午後2時～午後4時

○場所

共生・協働センター

(かごしま県民交流センター)

○参加料

無料(※申し込みも不要)

◎問い合わせ先

鹿児島県共生・協働センター  
(かごしま県民交流センター)  
☎099(221)6605

**犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ**

毎年7月は **社会を明るくする運動**強化月間



毎年7月を『社会を明るくする運動』強化月間と定め、全国各地でさまざまな活動が展開されています。

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行を予防し更生を支援する活動です。だれもが安心してしっかりと自分の人生を生きられる社会を築くには、犯罪を犯した人や非行に陥った少年の立ち直りを支え、過ちを繰り返さないように援助しあえる地域づくりが大切です。皆さんができることから始める、それが大きな力に変わります。